

(別記1-1)

対象農用地等面積の測定について

- 1 対象農用地及び認定農用地の面積には、畦畔及び法面面積を含める。
- 2 対象農用地及び認定農用地の面積は、原則として筆ごとに次の方法により把握する。
 - (1) 国土調査による地籍図又は土地改良法に基づく区画整理事業に伴う確定測量図等(以下「地籍図等」という。)がある場合には、地籍図等に基づく台帳の合計面積とする。
 - (2) (1)の地籍図等はないが、2,500分の1程度以上の縮尺図面等がある場合には、当該図面等の図測により行うこととする。なお、2,500分の1程度以上の縮尺図面等がなく、5,000分の1程度以上の縮尺図面等がある場合には、当該図面等の図測により算定された面積に0.95を乗じた面積を対象農用地及び認定農用地の面積とすることができる。
 - (3) (1)の地籍図等及び(2)の図面等がない場合には、農林水産省農村振興局測量作業規程に準拠し、現地において実測する。
- 3 2により難しい場合であって、かつ、合理的な理由がある場合には、市町村が別に定める方法により、対象農用地及び認定農用地の面積を把握することができる。
- 4 土地改良事業を施行中の地域における対象農用地及び認定農用地の面積は、一時利用地が指定される以前にあっては、従前の土地の面積とし、一時利用地が指定された以後にあっては、当該一時利用地の指定面積とする。